

第387回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和4年(2022年)10月13日開催

第387回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年(2022年)10月13日(木)午後1時から
- 2 開催場所 水前寺共済会館 2階 鳳凰
- 3 出席者
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 佐々木倫一 桑原千知 田代龍也 友村喜一
廣田幸英 澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄 藤木美才
(欠席委員) 深川英穂 田中愛美 藤田香織
(天草広域本部水産課) 参事 津方秀一
(水産振興課) 課長補佐 鮫島守 主幹 木村武志
(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 岡田丘 参事 篠崎貴史 参事 郡司掛博昭
技師 直江瑠美
- 4 内 容
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事
 - 第1号議案
知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)
 - 第2号議案
令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について(協議)
 - 第3号議案
第15次漁業権切替に関する漁場計画策定方針について(照会)

議事の経過

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から第387回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。</p> <p>本日の委員出席者数は、15名中12名うち1名がリモート出席で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>「第387回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部、漁業関係法令集という冊子を1冊お配りしております。</p> <p>過不足等ありませんでしょうか。</p> <p>それでは、江口会長お願いします。</p>
議長	<p>皆さんこんにちは。大変お忙しい中に調整委員会に出席していただきましてありがとうございます。皆さんもご承知の通り天草の赤潮も大体収まったようでございますが、コロナの収束後ですね。だいぶ収まったところでございます。</p> <p>そういうことでこれから年末にかけて魚の高騰するのを事業者は待</p>

っているような状況でございます。そういうことでこの前もちょっと急いでたんですけど、赤潮に関してはですね。県とか何とかいろいろあるんですけど。一つ問題が。昨日一昨日も、話をしたんですよ。処理については、魚の処理がどうしてもできないということで漁港漁場協会の方で陳情書を上げていただきたいという内容で言いました。鳥や動物はすぐに埋め立て処分できるんですけど、魚の方はまだ法律がなかなか難しいということで、埋めることが厳しいということでございます。調整委員会としてもですね。海が汚れないようなやはり処理をしてもらいたい。一応、陳情を上げております。お願いをしたいと思っております。

それでは早速でございますが、議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は廣田委員と藤木委員にお願いいたします。

また、議事録作成後は、漁業法第145条第4項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入りたいと思っております。

議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。制限措置とは、漁業種類、漁業時期、操業区域などを総称した用語です。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、許可する隻数等を内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料2ページから52ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致しますので、スライドを表示しているスクリーン又はお手元の法令集の見やすい方をご覧ください。

まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、いわし機船船びき網漁業等、7種類の漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、大目流し網漁業等、4種類の漁業です。

最初に新規の許可について御説明します。まず、いわし機船船びき網漁業についてです。法令集の上から1枚目の裏面の3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。3番の右の図のように2隻の漁船で網を曳いて、いわしを漁獲します。周年、操業可能となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、4番の参考図に黄色に色付けしている火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先です。許可予定の隻数は2隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料2ページに記載のとおりとなっています。いわし機船船びき網漁業については、以上です。

次に吾智網漁業についてです。法令集の資料を上から2枚目の表面のスライド5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。スライド5番の右端の図では、先ほど御説明したいわし機船船びき網漁業と似たような形をした漁具を使用していますが、漁船の動力を使って漁具を曳いてはならないという条件がありまして、中央の図のように漁具を設置し、巻き上げることで、たいやちうお等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド6番の参考図に緑で色付けしている不知火海南部です。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料3ページに記載のとおりとなっています。吾智網漁業については、以上です。

次にえび流し網漁業についてです。法令集の資料を上から2枚目の裏面のスライド7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。えび流し網漁業では、スライド7番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、くるまえびやしばえび等を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド8番の参考図に緑色で色付けした海域になります。許可予定の隻数は1隻、その他の内容は資料5ページに記載のとおりとなっています。えび流し網漁業については、以上です。

次にくちぞこ刺し網漁業についてです。スライド9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業では、スライド9番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。今回、公示する漁業時期の制限措置は3月15日から8月31日までとなっています。操業区域は、スライド10番の参考図に黄色で色付けしている火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先と青色で色付けしている不知火海の公の海、すなわち公海部分です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料7ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

次にきびなご刺し網漁業についてです。スライド11番に漁法を、12番に操業区域や隻数を示しています。きびなご刺し網漁業では、スライド11番の図のように網漁具を設置し、水面をたたくなどして

脅し、網に絡ませ、きびなごを漁獲します。漁業時期は、8月から翌年6月までとなっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、資料12番の参考図に緑色で色付けしている天共第9号共同漁業権漁場内魚貫町地先です。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料9ページに記載のとおりとなっています。きびなご刺し網漁業については、以上です。

次に、囲い刺し網漁業です。スライドは、13番に漁法を14番に操業区域や隻数を示しています。囲い刺し網漁業では、スライド13番の図のように魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、ぶりを漁獲します。漁業時期は周年となっております。操業区域は、スライド14番の参考図に緑色で色付けしている火共第2号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は、1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料11ページに記載のとおりとなっております。囲い刺し網漁業については、以上です。

新規の許可としては最後になりますが、たこつぼ漁業です。スライドは、15番に漁法を16番に操業区域や隻数を示しています。スライド15番の右の図のような素焼きの壺を海底に設置して、たこを漁獲します。漁業時期は周年となっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド16番の参考図に黄色で色付けしている火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先となっています。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料12ページに記載のとおりとなっています。たこつぼ漁業については、以上です。

次に許可の有効期間満了に伴う許可について御説明します。

まず、大目流し網漁業です。スライドは、17番に漁法を18番に操業区域や隻数を示しています。スライド17番の図のような漁具を潮流を横切るように設置し、さわら、まながつお、たい等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は2種類ありまして、1つ目が不知火海ですが、スライド18番の参考図のとおり時期によって操業区域が異なります。もう1つは、天草と長崎県の島原半島に挟まれた海域の天草有明海です。許可予定の隻数は不知火海が合計82隻、天草有明海が1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料14ページから15ページまでに記載のとおりとなっています。大目流し網漁業については、以上です。

次に、小目流し網漁業です。スライドは、19番に漁法を20番に操業区域や隻数を示しています。先ほどの大目流し網漁業と同様、図のような漁具を潮流を横切るように設置しますが、網目の大きさが5センチメートル未満に制限されています。主に、きす、さより等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。今回、公示を予定している制限措置は、操業区域の異なる16種類です。許可予定の隻数は不知火海

が64隻、天草有明海が41隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料18ページから21ページまでに記載のとおりとなっています。小目流し網漁業については、以上です。

次に踏揚網漁業です。スライドは、21番に漁法を22番に操業区域や隻数を示しています。スライド21番の左の図のような漁具を搭載した漁船を潮流に対して平行に固定し、魚群をすくいあげるようにして、しばえびやぼら等を漁獲します。漁業時期は周年となっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド22番の参考図に青色で色付けしている火共第1号共同漁業権漁場内となっています。許可予定の隻数は16隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料29ページに記載のとおりとなっています。踏揚網漁業については、以上です。

許可の有効期間満了に伴う許可としては、最後になりますがその他のかご漁業です。スライドは、23番に漁法を24番に操業区域や隻数を示しています。スライド23番の図のようなかごを設置し、漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっております。今回、操業区域や漁業を営む者の資格の異なる35種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、参考図に色付けしていますが、不知火地区、天草地区の多くの地先です。許可予定の隻数は不知火地区が19隻、天草地区が356隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料30ページから36ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド25番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、令和4年(2022年)10月26日から11月2日までとしています。許可の有効期間満了に伴う許可の申請期間は、小目流し網漁業が令和4年(2022年)10月14日から10月17日まで、大目流し網漁業及びまち網漁業が令和4年(2022年)10月26日から11月8日まで、その他のかご漁業が令和4年(2022年)10月26日から11月15日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

友村委員

ちょっとお聞きします。流し網ですけども。夕方に入れて、ちょっと二、三時間ほどしてからあげるんですけども、もう朝の5時頃にはですね。場所取りに錨を入れて一日中居るわけですね。コロナ前でもです。それで他の吾智網とかが操業ができない状況なんですけども。そこら辺がちょっと御説明をお願いします。

議長	事務局説明できますか。なかなか難しい。規制はある？無かろう。
水産振興課	はい。それぞれの制限措置の案を示してるページのところに条件を付しており記載しております。地区によってはですね、漁法によっては例えば日没から日の出までは操業してはならないというのは条件を各地区で設定されてるというところもございますのでそういったその工夫といいますかそこは検討できるのではないかなと考えております。
議長	もうちょっとわからないな。
友村委員	操業するんだったら私達は言いませんけども、その場所を取りに朝5時ぐらいから結果的には夕方5時か6時ぐらいに網を入れるわけですけども、1日間ずうっとおらすとですね、何隻もそこを本来なら吾智網とか他の業種が操業したかですけども、できない状況なんですよ。
水産振興課	水産振興課です。個々の案件があるとは思いますが、今ここで詳しい話はできないと思いますけども、関係するような漁協さんとか、対象とする船舶とかっていうのは大体把握できるっていうかそういう感じなんでしょうか？よそから来てるわけじゃなくて地元の人たちとかっていう。
友村委員	よその組合のことを言うわけにいきませんのでですね。ただ公海に許可が出ておりますから、公海のところにアンカーを入れて一日中居るわけです。取締船の方は、現状は把握しておられると思いますが、これがいいのか悪いのかは、水産課あたりが共有してですね、悪ければ指導して、良ければもうそのままいいんですけども。課題として検討してください。
水産振興課	基本的には個別のそういう声を拾って行って、所謂、漁業調整と言われるような話を調整が必要とあらば図っていく形になると思いますし、お互いが話し合う場が必要という形であれば漁協さん同士で話すっていう形もあると思います。まずはちょっとどういうところに問題があるかというのはちょっとお詳しくお聞かせいただく形になるかと思います。
議長	なかなか今、友村委員が言われたことが分かっているけど、分らないとでしょう。
友村委員 事務局	あの実はですね、それもですけども、コロナ禍の中になってきてからですね。遊漁船とか釣客の小さいミニボートが来てですね。アンカーを打って、そこに固定して魚を釣るわけです。すると吾智網とかが

	<p>やれんわけですね。ちょっとよけてくれんですかと言ってももうアンカー打ってありますので、反対にですね、「何を言うか」という雰囲気なんですよ。だからその流し網がアンカーを入れて陣取りに朝5時から夕方5時ぐらいまで良いのか悪いのかを検討していただければと思います。今日は回答はいいですから。</p>
水産振興課	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは特に無いようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして、第2号議案「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>委員会事務局でございます。 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について御説明いたします。 資料53ページをご覧ください。 令和4年（2022年）9月9日付け4県連海第7号により長崎県連合海区漁業調整委員会事務局長より、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について照会がありました。 このことにつきましては、令和4年（2022年）8月30日（29日）に開催しました第386回（第513回）の本委員会に置きまして、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に提出する本県の提案議題について、御審議いただき4つの議題を御承認いただき提出させていただいたところです。 今回、九州ブロック会議を担当する長崎県連合海区漁業調整委員会事務局長より、各県から提出された提案議題に対する意見照会がありましたので、御審議頂くものです。 資料54ページをご覧ください。 各県から提出された提案議題の一覧表を示しております。 本県以外の7県から19の提案議題が提出されています。</p>

	<p>本委員会において全ての提案議題について御審議いただくと時間が掛かります。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止を考慮し、委員会の進行を速やかに進行するため、令和4年(2022年)9月30日付け熊漁調連第3号により、事前に資料を送付させていただいたところです。</p> <p>本日までに、委員の皆様から各県の提案議題に対する御意見はありませんでしたので、各県の提案議題については賛同する旨の意見を回答することとしております。なお、(天草不知火海区漁業調整委員会の)佐々木委員からスタンドアップパドルボード、通称をSUP(サップ)とありますが、このSUPを使用したSUPフィッシングがブームになりつつあり、沖合でのフィッシングも目立つようになりました。漁船から見えづらいため、事故になる恐れがあり、規制が必要です、との意見をいただきました。今回の意見照会につきましては、各県への提案議題に対する意見照会となりますので、次年度の本県からの提案議題に反映させていただきたいと思っております。</p> <p>資料55ページ以降をご覧ください。</p> <p>各県からの提案議題の一番下の段に回答案を示しています。</p> <p>なお、今後の流れにつきましては、本委員会で御審議いただいた結果を九州ブロック会議の担当県である長崎県連合海区の事務局に回答します。</p> <p>長崎県連合海区の事務局は、九州各県の意見を集約し、令和4年10月27日に長崎県長崎市で開催予定の令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議において審議されます。九州ブロック会議には、本県の代表として(熊本県連合海区漁業調整委員会の)江口会長に御出席いただく予定としております。審議後、全国海区漁業調整委員会連合会の会長県である静岡県に提出され、会長県が要望書として取りまとめ、来年5月頃に開催される全国海区漁業調整委員会連合会の総会に諮られます。</p> <p>その要望書をもって、同年7月に役員県が、関係省庁に要望活動を行うこととなります。事務局からの報告は以上です。</p>
議長	はいどうもありがとうございます。ただ今、事務局から、第2号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
委員	はい。
議長	それでは特にならぬようでございます。第2号議案については、事務局が発生した案の通り回答してよろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。

水産振興課

それでは、第2号議案については、事務局が示した案のとおり九州ブロック会議の担当県に回答することとします。

続いて、第3号議案「第15次漁業権切替に関する漁場計画策定方針について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課でございます。よろしくお願いたします。第3号議案、第15次漁業権切替に係る漁場計画策定方針について照会をさせていただきますページは91ページからなります。よろしくお願いたします。着座にて御説明させていただきます。

現在、熊本県内の漁業権免許は共同漁業権、定置漁業、区画漁業権合わせて480件あります。これらの全ての漁業権が、令和5年8月31日をもって期間が満了いたします。令和5年9月以降、新たな漁業権を免許するにあたり、漁業法第62条に基づき、漁業権の免許の全体計画となる海区漁場計画を策定する必要がありまして、今回、海区漁場計画の策定方針について委員会に御照会させていただきます。ここでまずですね、漁業権制度や海区漁場計画等について水産庁の資料を用いて説明をさせていただきます。法令集のですね黄色い付箋部分をご確認ください。前にもスライド打ち出しておりますのでいずれかでご確認をお願いいたします。

まず、海面利用制度、漁業権制度の体系について御説明をさせていただきます。漁業権制度とは都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度になります。漁業権は漁場ではなく、漁業を排他的に営む権利であります。漁業権の種類なんです、まず1番目に共同漁業権、2番目に区画漁業権、3番目に定置漁業権と、この三つに大別されます。下に図と表で説明しておりますが、共同漁業権こちらはですね、あさりとか海藻類とか、漁場の地元の業者が共同で利用して、漁業を営む権利であります。これが免許の存続期間が10年になります。2番目の区画漁業権、これは漁業種類によって存続期間が5年または10年になりますが、一定の区域において養殖業を営む権利です。例示をさせていただきますと、ひび立養殖これは海苔とかです。あとは藻類の養殖、あとは垂下式のホタテ貝とか、カキの養殖、これは後ほど説明させていただきますが、第一種区画漁業権というものになります。真ん中の上の方に築堤式養殖とありますが、こちらはクルマエビとかの養殖になりまして、これは第2種区画漁業権になります。また一番右側の小割式養殖、これは魚類を中心としたものなんです、これについては第一種区画漁業権になります。一番下の定置漁業権、こちら存続期間5年なんです、大型定置網の設置水深が原則27m以上の定置、大型定置網につきましては定置漁業権に基づいて、免許を設定させていただきます。今回の漁業権切替は、平成30年に漁業法が改正されて、令和2年12月に施行された、改正後初めての切替で、今回全ての漁業権が切替の対象となります。

次のページをお願いいたします。次が免許までのプロセスをまとめ

たものになります。まず最初に漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から、最も適切な海区漁場計画を策定します。海区漁場計画の策定の流れが左の下のフロー図になります。まず関係者の要望や漁場条件の調査をして、それで海区漁場計画の案を作成します。その間にですね右側に書いておりますように、利害関係人の意見聴取というものが新たに規定をされております。利害関係人の聴取後、漁場計画案を作成させていただき、海区委員会の方に諮問答申、海区漁場計画の公示で、その後免許の申請で免許の申請があったものについて再び海区委員会の方に諮問答申をさせていただいて免許といった流れになります。次のページお願いいたします。

こちらはですね熊本県内における海面漁業権の免許の状況になります。先ほど御説明させていただきました1番の共同漁業権、2番の区画漁業権、3番の定置漁業権がございます。

まず共同漁業権から御説明をさせていただきます。免許存続期間は10年で現在43件免許が出ております。次のページをめくっていただいて、熊本県共同漁業権連絡図というのがあります。こちらに区域が設定されてると思っておりますが、それぞれの区域が共同漁業権の漁場になります。有明海区で21件、天草不知火海区で22件、合計43件免許されている状況でございます。第一種共同漁業権、こちらについては定着性の水産動植物を採捕する漁業でございます。あさり漁業、はまぐり漁業、たこ漁業、ひじき漁業等があります。定着性の水産動植物を採捕する漁業になります。第二種第三種共同漁業権についてですが、第二種については小型の定置網漁業、第三種としては地曳網漁業が該当いたします。

区画漁業権につきましては、免許の存続期間は5年または10年で合計437件免許されております。代表的なものは魚類小割式養殖業、のりひび建て養殖業、のり浮き流し養殖業、真珠養殖業こちらは存続期間が10年になる免許になります。その他、かき類養殖業などがございます。第二種区画漁業権、こちらについては存続期間が10年になりますが、くるまえび養殖業とかに養殖業があります。また第三種区画漁業、第一種と第二種以外の漁業になりますが、こちらについてはあさり・はまぐりの養殖業があり、こちらは地撒き式の養殖になります。3番目の定置漁業権につきましては、存続期間は5年ですが、現在2件の免許が出ております。

再度、資料91ページをお願いいたします。漁業権免許に係る手続き第15次漁業権免許切替、こちらが具体的なスケジュールになります。まず漁場計画策定方針なんです、今回、漁場計画策定方針の案を作成させていただき、2段目の漁場計画策定方針案の委員会の照会を令和4年10月に行っております。その後、漁場計画策定方針を決定しまして、漁場計画を実際に作るための準備かかりますが、関係者への説明会、ヒアリング、そして海区場計画策定願、どのような計画の要望があるかの策定願いを提出、取りまとめし、令和5年の2月から3

月に漁場計画の原案を作成します。その際、関係機関、漁港管理者とか、河川管理者との協議や利害関係人の意見を聴取した後、委員会への諮問を令和5年4月に予定しております。その後、公聴会、委員会答申を経て、令和5年の5月31日に海区漁場計画の決定をし、公示する予定としております。その後、免許の申請の手続きに入りますが、申請の手続きについては、令和5年の2月に説明会を実施し、令和5年6月から7月に免許申請と併せて漁業権行使規則の申請を受け付け、免許の適格性の審査を行った後、委員会諮問答申していただいた後、令和5年9月1日に免許、行使規則の認可といったスケジュールを予定しております。

次に92ページをお願いいたします。第15次漁業権切替に関する海区漁場計画策定方針案について御説明をさせていただきます。ここからは個別の漁業種類に関する方針の説明となりますので、法令集の3枚目に添付してあります熊本県における海面の漁業権の免許状況もあわせてご確認いただければと思います。第1に総括ですが、こちらについては読み上げさせていただきます。海区漁場計画は、漁業法第62条に基づき、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、水面の漁業生産力を発展させるものであって、当該漁業の免許をしても漁業調整、その他公益に支障を及ぼさないと認められるものについて策定する。海区漁場計画の策定に当たっては、海区漁業調整委員会と連携を保ちながら、熊本県水産基本計画の趣旨を踏まえ、最近の水産情勢を基に次回切替までの期間の漁業の見通しについて、考慮するものとしてさせていただきます。ポイントになりますのが※1で書いております。漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるものに付いてが海区漁場計画を策定する際のポイントになります。読み上げさせていただきます水産資源の保存および管理や漁場の使用に関する紛争の防止のために行われる必要な調整について、既に漁業を営む者の操業に支障を及ぼさないよう、各種漁業関係者の同意や了解が得られており、この部分が漁業調整になります。またここからがその他公益の部分で漁業の免許を排斥する要因、船舶の航行停泊および係留、水底電線の敷設、土地収用法もしくは土地収用法に関する特別法により、土地を収用し、又は使用することができる事業に対して支障とならないものとしてさせていただきます。

次に、第2、策定方針について御説明をさせていただきます。まず共同漁業権からなんですが、漁場の区域について、こちらは漁業生産、管理等の理由に漁場区域の変更の可能性があるため漁場の利用及び管理の実態に基づいて定めるものとしております。2番目、関係地区について、こちらについては関係地区とは、余剰が属する地区で、当該地区の漁業者が球場を利用します。10年前の第13次漁業権切替漁場計画の関係地区と、同じ考え方で行うとしております。3番、漁業の種類アが第一種共同漁業権、イが第二種及び第三種共同漁業権になりますが、こちらについては現在免許している漁場計画の考え方と変更ございま

せん。

次のページをお願いいたします。次に区画漁業権について御説明をさせていただきます。ア、魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業除く）、イ、くろまぐろ小割式養殖業、こちらについては現在の漁場計画の考え方と変更ございません。ウ、複合養殖についてですが複合養殖について補足説明を加えております。※2の部分になりますが、機動的な養殖経営の実現を図るため、2種以上の養殖対象を一つの漁業権とする養殖。具体的に言いますと、魚類と海藻類の養殖。藻類とあわびの養殖などがあります。次にのり支柱式養殖業、こちらについては、養殖実態を適切に表現するためのりひび建て養殖とさせていただきますでしたが、今回、のり支柱式養殖業に名称変更をしております。のり浮流し養殖業も含めて、現在の免許の更新の考え方と変更ございません。

次のページをお願いいたします。カ、真珠養殖業、こちらは存続期間が10年となります個別漁業権と言われる個人や法人に対して免許する漁業種類になりますが、考え方については変更ございません。キ、真珠貝垂下式養殖業、ク、かき類養殖業、ケ、その他の養殖業についても現在の免許の考え方と変更ございません。注1と注2ですが、注1については魚類養殖業と真珠及び真珠貝垂下式養殖業とひおうぎ垂下式養殖業との漁場の区域について記載しておりまして、こちらについては区域の間隔としては200メートル以上とすることで変更ございません。注2、のり支柱式養殖業とのり浮流し養殖業の漁場区域について、両者の漁場の間隔は2000メートルを基本とする。これにつきましても変更ございません。

(2) 第二種区画養殖業くるまえば養殖業、かに養殖業等、こちらについては真珠養殖業と同様に存続期間10年の個別の経営者免許になります。考え方については変更ございません。

(3) 第三種区画漁業（あさり養殖業を除く貝類養殖業）、こちら、あさり養殖業は(4)で述べるため、今回除外をしております。漁場の有効利用を図り、計画的集約的な管理および収穫が行われるものであって、漁業調整のついたものについて海区漁場計画を策定する。ただし、既存漁場であっても行使実態のないものは、海区漁場計画を策定しないとさせていただきます。

(4) あさり養殖業、あさりの養殖業の方針については今回新たに記載をしております。第一種区画漁業であって養殖用種苗に県内産を用いるもの限り、漁業調整のついたものについて海区漁場計画を策定する。既存の第三種区画漁業で行使実態があるものについては、漁場の有効利用を図り、計画的集約的な管理および収穫が行われるものであって、漁業調整がついたものについて海区漁場計画を策定する。

既存の第三種区画漁業で、行使実態のないものは海区漁場計画を策定しないとさせていただきます。3番の定置漁業権については、現在の免許の方針の考え方と変更ございません。第3その他、についてですが、海区漁場計画策定にあたっては、水産庁長官通知海区漁場計画の策定等について、これは国からの技術的助言になりますがこれ

	<p>らをはじめとして関係官庁からの指導等を留意の上、策定するものとするさせていただきます。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ただいま第3号議案について説明がありました。何か委員の皆さんのご意見ご質問ございませんか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは、特になさうでございますので、第3号議案「15次漁業権切替に関する漁場計画策定方針について」は異議なしということでよろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>ありがとうございます、それでは異議ない旨を回答いたします。本日、事務局は予定した議事は以上でございますが、他に委員の皆様からのご意見はございませんか。はいどうぞ。</p>
平岡委員	<p>いろいろ説明資料とかですね、説明のやり方とか、いろいろ工夫していただいて非常にありがたいと思えました。これからもひとつよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にございませんか。 それでは、これをもちまして第387回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。</p>